

番号	意見	該当ページ	対応
1	MaaSとは何の略か。 MaaSを含め、専門的な用語は別途用語説明を願いたい。	—	専門用語には注釈や用語集等を計画に記載するようにします。
2	単に作りが気になった。網形成計画で実施したことについて記載があるが、必要なか。地域公共交通計画で今後することを記載するだけでいいのでは。	—	地域公共交通計画では、これまでに実施した施策・事業を踏まえ、今後どうするかといった文章表現へと精査しました。
3	簡潔に資料を作成してほしい。	参考②概要説明資料	計画書とは別に、今後の会議はポイント（論点）を整理した資料を提出する。また、交通計画完成後は概要版も併せて作成予定である。
4	「東部、南部地域の移動ニーズに応じた」の部分が現況整理のなかに出てこないため、繋がりがわからない。	P11、P48	人口集積・分布をまとめ、個別課題14に整理しました。
5	「タクシーの積極的な利活用を推進」とあるが、内容はほとんどバスのことである。タクシーとバスをわけて記載した方がわかりやすいのでは。	P50、P60	市内タクシー2社のヒアリングを行い、タクシーの記載内容を精査しました。 買い物代行サービスの検討と、行政と連携し、タクシーの運行自体に付加価値をつけることで、タクシー運行の価値を高め、タクシー事業の維持・確保に努めるよう記載を変更しました。
6	「全国ハイヤー・タクシー連合会が決定した今後新たに取り組む事項」について、全国共通で実施しなければならない位置づけではない。この地域ではどれができるか考えるうえで2つの考え方がある。 ①市内の事業者がこういった取組をできるかどうか。 ②地域のタクシーがどれだけこういった取組をやるのか。 この書き方を丁寧にしてほしい。		
7	集約課題③や旧基本方針3ではコロナ関連のことしか書いていないが、バリアフリーやバス待合環境の整備も安心・安全な利用に結びつくのではないか。	P53、P73	集約課題③に、バリアフリー化や待合環境の整備による安全・安心な公共交通利用環境の確保について追記し、実施事業に待合環境整備について記載しました。
8	集約課題③でコロナに関する市民アンケートが記載されているが、すでに事業者は十分対策をしていると思う。何を求めているのか。	P60	利用促進については、現状感染対策がしっかりされていない中で実施できる環境にはないと考えています。 そのため、基本方針2には感染対策を継続（必須）したうえで、利用促進を行っていく記載としています。
9	旧基本方針5について、検討するのは、交通事業者、住民、NPOかもしれない。そういう部分を課題として認識してもらえよう記載してほしい。	P4・5、P61	上位計画である総合計画では、「めざすまちの姿」について各まちづくりの主体の役割期待値をまとめています。基本方針3に役割期待値を掲載することで、各主体が当事者意識を持って相互に連携し、交通将来像「公共交通が 人と人をつなぐ しあわせのまち」に繋がることを期待します。
10	旧基本方針1で、公共交通サービスは民間事業者で確保してください、という意味に捉えてしまう。行政の責任はどこにあるのか。	P68、P69	幹線に位置付けられる公共交通（民間路線）は交通事業者がサービス確保に向け主体的な取り組みを実施し、行政は幹線と接続する支線の運行支援や幹線を含めた利用促進施策を展開するものと考えています。 路線機能の明確化とサービス確保の考え方を整理し、取組についても実施事業にまとめています。
11	自家有償旅客運送はバスやタクシー事業者のサービスが提供できない地域で検討するのを前提としたうえで、課題や書き方を整理・検討してほしい。	P70	既存公共交通で補うことが第一前提になるように、地域路線の導入フローでは既存交通の改善対応について記載しました。
12	旧基本方針5について、コミュニティバスやタクシーなどで対応できない部分に対して、福祉の視点はないのか。	参考④公共交通と福祉の連携	福祉との連携のあり方については、別添のとおりまとめています。 今後の少子高齢化社会の中では大事な視点のため、委員の皆様にはご意見やアドバイスをいただきたいと考えています。